

Q 加害者に資金なく、弁償受けられず

法律
相談室

会社の飲み会の帰り道に見知らぬ男から暴行を受け、金属製の凶器で何発も殴られた上に、バッグを奪われる被害に遭ってしまいました。その影響で身体に障害が残ってしまい、今まで通り働けなくなりました。加害者は捕まりましたが、20歳の無職で貯金もなく、被害弁償は一切受けられないままです。私が受けた被害を弁償してもらう方法はないのでしょうか。

から実際に被害弁償を受けられる可能性は非常に低いと思われます。また、加害者は成人していることから、加害者の家族に請求することも困難とみられます。

残念ながらこのように、犯罪被害に遭ってしまった場合でも加害者に資金力がないこ

ができます。しかし、この加害者には収入や貯金、資金力がないようなので、例えば民事訴訟を提起して加害者に対する損害賠償請求権が判決で認められたとしても、加害者

今回の相談のような被害に遭った場合、当然加害者に対して損害賠償を請求することができます。

こういった被害者の精神的、経済的被害の緩和を図るために制度として「犯罪被害給付制度」があります。殺人などといった故意の犯罪行為により、死亡した被害者の遺

族や、重傷病を負う、もしくは障害が残ることとなつた被害者本人に対し、国が給付金を支給する制度です。

千葉県では、県警犯罪被害者支援室が犯罪被害給付制度を担当しています。給付金の申請にお悩みの際は、同支援室に問い合わせてみてはいか

犯罪被害給付制度 活用を

います。

(回答)久保隼哉弁護士



県弁護士会マスコットキャラクター
「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。